

落とし物の取扱について

Q 落とし物をしたらどうすればいいの

A すぐに最寄りの警察署・交番・駐在所に届出をしてください。
※電話でも手続きができます。

Q 警察に届いた落とし物はどうなるの

A 届いた落とし物については警察で落とした人に返還します。

3か月間保管し、どうしても落とした人がわからない、返却期間内に取りに来ない
落とし物については処分されます。

Q クレジットカードやキャッシュカードなど落としたらどうすればいいの

A 警察に落とし物の届出をし、不正に使われないように金融機関等にも連絡してください。

Q 駅やデパート等の施設で落とし物をしたらどうすればいいの

A その施設に落とし物が届けられている場合があります。この場合は施設から警察に届くまで警察では落とし物について把握できません。直接施設にお問い合わせください。

落とし物を拾ったら

Q 落とし物を拾ったら

A 警察署・交番・駐在所にできるだけ早く届けてください。

Q 落とした人からお礼がもらえたり、落とし主がわからない落とし物はもらえるの

A 拾ってから7日以内に警察に届けた場合

- ・お礼（報労金）をもらう権利
- ・落とし物その物を引き取る権利（所有権）

※個人情報物件については所有権が発生しない物があります。
が拾った方にあります。

なお、落とした人に物が返ればいいのかという場合は報労金・所有権を放棄することができます。

Q 駅やデパートなどの施設で落とし物を拾ったらどうすればいいの

A その施設に拾った物を届けてください。後日施設から警察に落とし物が届きます。